

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2023 年 9 月 1 日

株式交付制度に関する税制改正の留意点

～令和 5 年 10 月 1 日から一定の同族会社の課税繰延措置は対象外～

Executive Summary

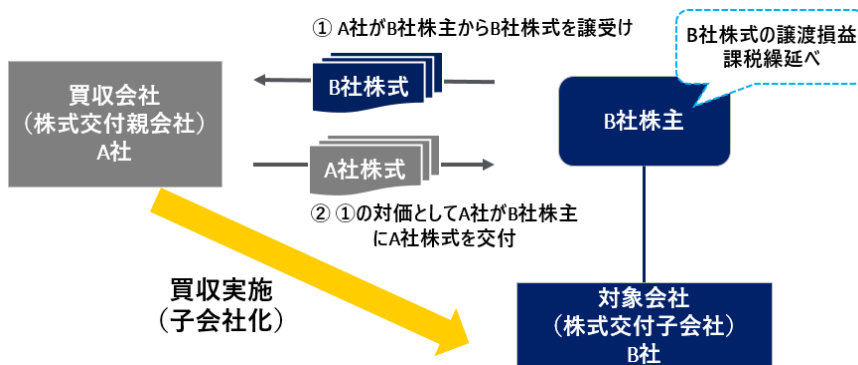
- 会社法上の株式交付制度により、他の株式会社（対象会社）を子会社化する場合、一定の要件を満たすことで対象会社株主における対象会社株式の譲渡損益を繰り延べることとされている
- しかし、令和 5 年度の税制改正により、株式交付親会社が株式交付の直後に一定の同族会社に該当する場合には、課税繰延措置の対象外となり、当該譲渡損益について課税されることとなる
- この改正は、令和 5 年 10 月 1 日以後に行われる株式交付制度に適用される
- オーナー系企業においては、この改正の影響が見込まれるため、留意が必要である

1. 株式交付制度の概要

株式交付制度とは、株式会社が他の株式会社（以下「対象会社」）を子会社（議決権の 50% 超を保有される会社）とするために、対象会社の株主から対象会社株式を譲り受け、対価として自社株式を交付することをいう（会社法 2 三十二の二）。

株式を対価とした M&A（子会社化）を促進するため、会社法が改正され、令和 3 年 3 月 1 日から施行された。

【イメージ図】



株式交付制度の創設の経緯等の詳細は、本ニュースレター「[新規導入された株式交付についての税務上の取扱い～手元資金が少なくとも自社株対価で事業再構築可能に～](#)」（Japan Tax Newsletter：2021 年 5 月 1 日号（7 月 1 日更新）を参照いただきたい。

2. 税制改正による対応

(1) 株式譲渡損益の繰延べ（令和3年度税制改正）

株式交付制度の創設に伴い、令和3年度税制改正において、対象会社株主における株式譲渡損益について、後述【譲渡損益繰延の要件】に記載の要件を満たす場合は、個人株主・法人株主の課税を繰り延べることとされた（措法37の13の4①、66の2①）。

(2) 令和5年度税制改正の概要

(1)の課税繰延措置は、M&Aを促進するための政策税制として設けられたものであるが、オーナー株主の保有する上場・非上場株式を、株式交付制度を利用して課税なく資産管理会社に移転するなど、政策税制の目的にそぐわない株式交付が散見された。

このような実態を踏まえ、株式交付の直後における株式交付親会社が同族会社となる場合には、課税繰延措置の対象外とされた。

なお、この同族会社は、同族会社であることについての判定の基礎となった株主のうち同族会社でない法人又は人格のない社団等がある場合には、その法人又は人格のない社団等をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同族会社となるものが該当し、いわゆる非同族の同族会社については該当しないこととされている（法20、所法2①八、改正措法37の13の4①、66の2①）。

【イメージ図】

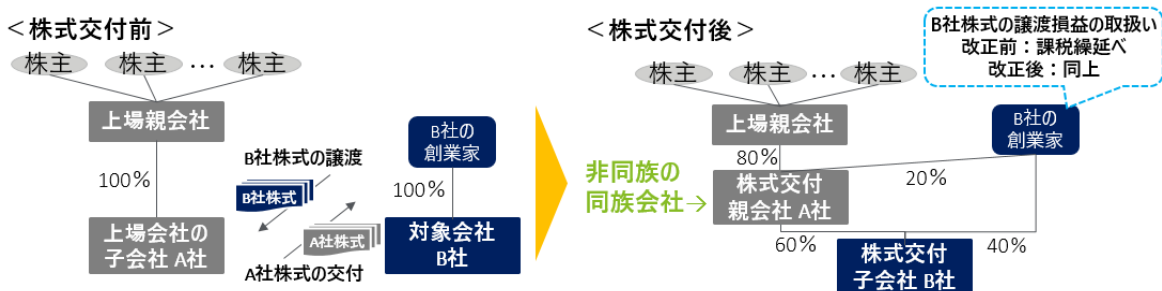
■ 改正の対象となる株式交付

（オーナー株主の保有する非上場株式を資産管理会社に移転する場合）



■ 改正の対象とならない株式交付

（創業家が保有する非上場株式を上場会社の子会社を買収する場合）



【譲渡損益繰延の要件】

対象会社株主における課税繰延措置に関する改正前後の要件は、下記のとおりである。

要件	改正前	改正後
手法	会社法に規定する株式交付制度に基づくものであること	同左
交付資産	株式交付割合 ^(注) が80%以上であること	同左
株式交付の直後における株式交付親会社の属性	制約なし	同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合を除外

（注）株式交付割合とは、対価として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が占める割合をいう（措法37の13の4①、66の2①）。

(3) 適用時期

令和5年10月1日以後の株式交付制度について、適用される（R5改正法附則33、47）。

同日前行われた株式交付制度については従前どおり、株式交付親会社が同族会社であっても他の要件を満たせば、課税繰延措置の対象となる。

3. おわりに

純粋なM&Aを目的として株式交付制度の活用を想定していた企業であっても、株式交付親会社が同族会社に該当する場合には、令和5年度税制改正による課税繰延措置の対象外となるため、M&Aのスキーム見直しを検討するなど、留意が必要である。

（東京事務所 梅村 芳志、西村 裕子）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 5 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作爲 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係法人の作爲 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301